

毎年1回狂犬病予防注射と 注射済票の交付を受けましょう！

犬の飼い主は、法律により毎年1回（4月1日～6月30日）飼い犬に
狂犬病予防注射を受けさせ、注射済票の交付を受ける義務があります！

<令和6年度のお手続きについて>

下記のいずれかの方法でお手続きをお願いいたします。

○かかりつけの動物病院等で注射実施後に、

区の窓口で手続きを行う

○狂犬病予防注射の接種と同時に

注射済票の交付が可能な動物病院を利用する

一部の区内動物病院では、狂犬病予防注射の接種と同時に注射済票の交付を受けることができます。注射済票の交付が可能な動物病院の一覧は、板橋区公式ホームページに掲載していますので、ご利用の際はご覧ください。



※なお、ホームページに掲載している動物病院での接種を強制するものではありません。

・実施期間

令和6年4月1日(月)～令和6年6月30日(日)

※動物病院ごとに、実施期間が短縮又は延長される場合がございます。

・料 金

注射料金：病院ごとに異なります。

注射済票交付：550円

詳細は板橋区公式ホームページをご覧ください。

板橋区ホームページ検索ワード：「令和6年度狂犬病予防注射」



板橋区保健所生活衛生課 03-3579-2332

